

## 居宅療養管理指導運営規定

### (事業の目的)

第1条 株式会社ティエスプラン及び有限会社未来が開設するティエス調剤薬局及びドリーム調剤薬局（以下「事業所」という）において実施する指定居宅療養管理指導{指定介護予防居宅療養管理指導}事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅療養管理指導{指定介護予防居宅療養管理指導}の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅療養管理指導{指定介護予防居宅療養管理指導}の提供を確保することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 指定居宅療養管理指導において、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮し、居宅療養管理指導従事者等が通院の困難な利用者の居宅を訪問し、心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより療養生活の質の向上を図るものとする。

指定介護予防居宅療養管理指導においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮し、介護予防居宅療養管理指導従事者等が通院の困難な利用者の居宅を訪問し、心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能維持又は向上を図るものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減、悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し計画的に行うものとする。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

- 6 指定居宅療養管理指導 {指定介護予防居宅療養管理指導} の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定居宅療養管理指導 {指定介護予防居宅療養管理指導} の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

#### (職員等の体制)

第 3 条 事業所における従事者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

管理薬剤師 1 名 (常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅療養管理指導 {指定介護予防居宅療養管理指導} の実施に関し事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- 2 従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。

#### (営業日及び営業時間)

第 4 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。

- 2 上記の営業日、営業時間のほか電話等により 24 時間連絡が可能な体制とする。

#### (指定居宅療養管理指導 {指定介護予防居宅療養管理指導} の内容)

第 5 条 事業所で行う指定居宅療養管理指導 {指定介護予防居宅療養管理指導} の種類は次のとおりとする。

- ・ 薬剤師による居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

#### (指定居宅療養管理指導 {指定介護予防居宅療養管理指導} の利用料等)

第 6 条 指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 12 年 2 月 10 日厚生労働省告示第 127 号)によるものとする。

- 2 指定介護予防居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年 2 月 10 日厚生労働省告示第 127 号）によるものとする。
- 3 指定居宅療養管理指導 {指定介護予防居宅療養管理指導} に要した交通費は、その実費を徴収する。
- 4 利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付するものとする。
- 5 指定居宅療養管理指導 {指定介護予防居宅療養管理指導} の提供開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けけるものとする。
- 6 法定代理サービスに該当しない指定居宅療養管理指導 {指定介護予防居宅療養管理指導} に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定居宅療養管理指導 {指定介護予防居宅療養管理指導} の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

#### （衛生管理等）

第 7 条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（オンラインやテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を、おおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

#### （緊急時等における対応方法）

第 8 条 従業者は、指定居宅療養管理指導 {指定介護予防居宅療養管理指導} の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、

速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。

主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する指定居宅療養管理指導 {指定介護予防居宅療養管理指導} の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定居宅療養管理指導 {指定介護予防居宅療養管理指導} の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにおこなうものとする。

#### (苦情処理)

第9条 事業所は、指定居宅療養管理指導 {指定介護予防居宅療養管理指導} の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定居宅療養管理指導 {指定介護予防居宅療養管理指導} に関し介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定居宅療養管理指導 {指定介護予防居宅療養管理指導} に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### (個人情報の保護)

第10条 事業所は利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に従い適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では、原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止・身体拘束の禁止等に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待、身体拘束の発生及びその再発を防止するための対策を検討する委員会（オンラインやテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (1) 虐待防止・身体拘束の禁止をするための指針の整備
- (2) 虐待防止・身体拘束の禁止をするための定期的な研修の実施
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第13条 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の提供を行うように努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第14条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次項に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備するものとする。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき

策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備するものとする。

(3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する指定居宅療養管理指導 {指定介護予防居宅療養管理指導} の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該利用者の家族、主治医に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故に際しての経緯を記録するものとする。

(非常災害への備え)

第15条 事業所は、非常災害に備えて、利用者に必要なお薬を提供できるよう努めるものとする。

(ハラスメント対策)

第16条 事業所は、適切な指定居宅療養管理指導 {指定介護予防居宅療養管理指導} の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動及び優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、その従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化する等、必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第17条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証整備する

(1) 採用時研修 採用後 3ヵ月以内

(2) 継続研修 年6回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、指定居宅療養管理指導 {指定介護予防居宅療養管理指導} に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間は保存するものとする。
- 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社ティエスプランと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。